

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

看護師養成所授業料等条例施行規則（昭和44年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（授業料等の減免） 第 3 条の 2 条例第 8 条第 1 項第 1 号の規則で定めるものは、 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u>とする。 2 ～ 4 [略]	（授業料等の減免） 第 3 条の 2 条例第 8 条第 1 項第 1 号の規則で定めるものは、 <u>次に掲げる災害</u>とする。 （ 1 ） <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u> （ 2 ） <u>令和 7 年 2 月 26 日に発生した強風による災害</u> 2 ～ 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の看護師養成所授業料等条例施行規則の規定は、令和 7 年 2 月 26 日以後に納付された入学選考料、同日以後に入学を許可された者に係る入学科又は同月以後の月分の授業料若しくは寄宿舎料について適用する。